

飲む前に 車じゃないよね？ 再確認 ～飲酒運転を根絶しよう～



(12月1日から10日までの10日間、年末の交通安全県民運動が実施されます。)

愛知県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が無くなりません。一人一人が、飲酒運転は重大事故に直結する悪質・危険な違反であることを正しく認識し、飲酒運転を根絶しましょう。

また、自転車も車両です。自転車の飲酒運転も禁止されておりますので、絶対にしないでください。

飲酒運転はお酒を飲む人も、飲ませた人も犯罪です。

中村警察署
052-452-0110
米野交番

◎ 飲酒運転による交通事故の形態

飲酒運転による悲惨な交通事故は依然として後を絶ちません。

<事故形態>

- ・カーブを曲がり切れず、路外へ飛び出して工作物に衝突（単独事故）
- ・横断中の歩行者を見落とし、はね飛ばす（車対人の事故）
- ・信号を無視し、あるいは交差点に気づかず出合頭の衝突（車対車の事故）
- ・ハンドル操作を誤り、対向車と正面衝突（車対車の事故）



◎ 飲酒運転による交通事故の責任

飲酒運転による交通事故については、より厳しい責任が問われることになります。

○ 刑事上の責任

危険運転致死傷罪に問われる場合もあり、飲酒していない場合より厳しい拘禁刑、罰金などの処分になります。

○ 行政上の責任

飲酒運転の交通事故は飲酒していない場合より厳しい運転免許の取消し、停止などの処分になる可能性があります。

○ 民事上の責任

多額の賠償金を支払うことになるほか、会社の解雇など社会的地位の喪失や家庭崩壊等、飲酒運転をした者はもちろん、その家族をも不幸にしまいます。



インストール
してね!!

愛知県警察公式アプリ

アイチポリス



iOS端末



Android
端末

12月10日（水）から12月16日（火）は
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。